

「(仮称) 栄一丁目御園座共同ビル計画」建設事業に係る公聴会 議事録

1 対象事業の名称及び種類

「(仮称) 栄一丁目御園座共同ビル計画」建設事業
大規模建築物の建築

2 公聴会の開催の日時及び場所

(1) 日時

平成 26 年 2 月 23 日 (日)
午後 1 時 30 分から 2 時 15 分まで

(2) 場所

栄小学校体育館
中区栄一丁目 28-1

3 出席した陳述人の氏名 (敬称略)

中川 武夫

4 条例第 21 条第 5 項の規定による出席者の職名及び氏名 (敬称略)

株式会社御園座 取締役総務人事部長 宮崎 敏明
積水ハウス株式会社 名古屋マンション事業部 企画営業室 室長 吉居 豊充
積水ハウス株式会社 名古屋マンション事業部 技術室 課長 瀬戸 守

5 議長

環境局地域環境対策部長 伊藤 容子

6 事務局

環境局地域環境対策部主幹 (環境影響評価・化学物質) 近藤 盛英
環境局地域環境対策部地域環境対策課主査 (環境影響評価) 武内 昭夫

7 傍聴人の数

16 名

8 公聴会の議事

議長 (伊藤部長)

大変長らくお待たせをいたしました。定刻となりましたので、ただいまから「(仮称) 栄一丁目御園座共同ビル計画」建設事業に係る公聴会を開催いたします。

この公聴会は、名古屋市環境影響評価条例に基づく環境影響評価手続きの一環として行うものでございます。

私は、本日の公聴会の議長を務めさせていただきます名古屋市環境局地域環境対策部長の伊藤でございます。

また、事務局といたしまして、地域環境対策部環境影響評価及び化学物質担当主幹の近藤、地域環境対策課環境影響評価担当主査の武内が出席いたしております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、早速でございますが、本日の公聴会の運営方法の説明と本日ご出席の陳述人の方、事業者の方のご紹介を事務局の近藤から行います。

以降、議事の進行につきましては着席でさせていただきますので、ご了承を賜りたいと思います。

事務局（近藤主幹）

それでは、本日の公聴会の運営につきましてご説明を申し上げます。

まず、傍聴人の方へお願いを申し上げます。この公聴会は、「(仮称) 栄一丁目御園座共同ビル計画」建設事業に係る見解書に対して、あらかじめ申出のあった陳述人の方のご意見を伺うものでございますので、傍聴人の方が意見を述べたり質問したりすることはできません。公聴会開催中は静粛にしてください。その他の注意事項につきましては、議事次第の「傍聴人の方へのお願い」に記載してありますので、よろしく願いいたします。また、公聴会の記録を作成するため、録音及び写真撮影を行いますので、ご了承ください。その他公聴会の運営に支障がございませんようご協力をお願いいたします。

次に、陳述の方法について申し上げます。初めに陳述人の方から意見の陳述をしていただきます。陳述時間は1人10分以内と定めております。10分以内で陳述をお願いいたします。次に、事業者はこの陳述に対して見解を述べることができ、見解を述べられる場合には、ここで若干の休憩時間を取らせていただき、休憩後、20分以内で見解を述べていただきます。続いて、この事業者の見解に対して、陳述人の方から補足意見陳述のご希望があれば、若干の休憩時間を取らせていただき、休憩後、補足意見を述べていただきます。補足意見の陳述時間は1人5分以内と定めておりますので、5分以内で陳述をお願いいたします。いずれの場合にも、所定の残り時間が1分になりましたらベルを1回鳴らし、また、所定の時間が経過しましたらベルを2回鳴らしてお知らせをしますのでご協力をお願いいたします。以上の手順で本日の公聴会を運営させていただきますので、よろしくご協力をお願いいたします。

引き続き、陳述人のご紹介をさせていただきます。

陳述人の中川武夫様です。

続きまして、事業者の紹介をさせていただきます。

株式会社御園座取締役総務人事部長宮崎敏明様、積水ハウス株式会社名古屋マンション事業部企画営業室室長吉居豊充様、技術室課長瀬戸守様。

以上で、本日の運営方法の説明と陳述人並びに事業者のご紹介を終わります。

議長（伊藤部長）

それでは、ただいまから陳述をお願いいたします。

中川武夫様、陳述をお願いいたします。

陳述人（中川武夫様）

それでは陳述をさせていただきます。

今回の事業に対して、私たちは意見書を出しました。準備書に対する意見には1件ずつ見解を示されており、見解に行き詰まって準備書の繰り返しという部分も幾つかございますが、全体としては真面目に対応されているというふうに評価はしております。アセスの手続きというのは、本来こうあるべきだというふうに思っておりますが、本事業とは関係ないんですが、同時並行している中央新幹線というJR東海は非常にひどい内容で、意見をまとめて、かつ、回答も抽象的で具体的な回答はないという、そういう非常に不誠実な態度を取っているということ指摘せざるを得ないというふうに思っております。

そういうことを前提に、幾つか補足的な指摘をさせていただきたいというふうに思っております。

まず第1に土壤汚染についてですが、地歴等から判断して環境影響評価の項目として選定しませんでしたとありますが、これは実際には、名古屋市内で幾つかの事業を行っている、例えば笹島の事業等では、評価項目から除いたけれども実際に事業をしてみたらヒ素や鉛が出たということで、非常に大きな問題になっております。そういう意味で地歴から判断しては危険だというふうに思いますので、その点をきちんと対応していただきたいというふうに思います。また、残土の適切な対応の内容。残土処理については適切に対応しますということですが、適切な対応とは具体的にどうするのか、どのようにチェックするのか、チェックして問題があった場合はどのようにするかということについて、明確にすべきであるというふうに思っております。

続いて、大気についてでございますが、この程度の工事であるにもかかわらず寄与率が非常に高い。30%を超えているということです。環境保全措置に工事の平準化を追加することで、若干工期延長等を検討すべきではないかということに、意見を出しておりますが、その点については準備書の繰り返しに過ぎません。工期延長を検討すべきだということは、これは事業者が実行可能な低減措置の一つであるというふうに考えております。

次に、工事関係車両の出入りですが、大気、騒音、振動、安全性の面から、出入口は御園座東隣の国道19号線に変更すべきであるという意見に対して、準備書の繰り返しだけでは問題があると思います。1車線しかないそういう道路を工事車両が通行することが異常であり、登校時間帯には御園座西側の細街路の走行禁止などを検討すべきであると思います。なお、伏見通から資材の搬入等が困難な場合というふうに書いてありますが、具体的にどのような場合なの

か、こういう曖昧な表現では、基準が明確じゃないので、どこまでエスカレートするかわからないという意味です。そういう意味で、細街路に大型車が入り込むということがないように対応すべきだというふうに思います。

次に、騒音発生量の大きいパイルドライバーについてですが、現在は油圧式杭圧入引抜機などが低騒音型に指定されているため、これらに変更すべきであるという意見に対して、公表されている資料がなかったということで、十分な対応がされていないわけですが、国土交通省の低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規定では、指定に関する騒音基準値があります。そういうものを用いて、低騒音型を採用する意思を明確にすべきであります。そのことをきちんと評価書に書くべきであるというふうに考えます。

続いて、建設機械ですが、予測結果で規制基準値の85に近い、83とか84dBというのが予測されております。パワーレベルの大きいコンクリートミキサー車などは、敷地内を自由に動き回り配置条件よりももっと敷地に近くなる場合もあります。そういう場合は基準をオーバーする可能性があります。これに対して、高さ3mの仮囲いの上に高さ1mの防音シートを設置するというふうにかかれております。そのこと自身は評価しますが、この点を評価書の環境保全措置に追加することを、ぜひ忘れないようにしていただきたいというふうに思います。この点については、事後調査というか、工事中の騒音測定をしっかりと行って、きちんと対応していただきたいというふうに思います。

次に、騒音や振動でございますが、建設作業に伴う騒音、振動の規制に関する基準値を下回るとありますが、まず基準値を下回るの表現は、これは規制基準でありまして、基準値ではありません。規制基準と書くべきでありますし、作業時間、深夜作業禁止や1日当たりの作業時間、作業期間、連続6日を超えないとか、そういうことについてきちんと書くべきであるということに対して、作業時間や作業期間につきましては、特定建設作業に関わる騒音、振動の規制基準を遵守してまいりますとあります。規制基準があるものを遵守するのは当たり前の話であって、それだけでは不十分であります。条例を守るのは当たり前の話であって、事業者として更に踏み込んでどのように対応するかということを明確にすべきであるというふうに思います。

次に、工事車両の振動評価で要請限度を下回るとされていますが、環境基準と全く異なる性格を持つ要請基準で評価するのは間違いです。環境基準がないからといって要請基準でいいというのは、要請基準というのはこれを超えたらすぐに減らすように要請することが行政としてできるという基準でございますので、住民の健康を守る環境基準とは大きく異なるんだということをごきちん理解すべきであります。したがって、一般に人体が振動を感じはじめる閾値と比較すると書いてありますが、この結果を評価書に記載すべきであります。

続いて、地盤の環境保全措置で、毎月1回の水準測量、予測値を超えた場合には対応するというのはわかりましたが、予測値を超えた場合に具体的にどのように対応するのか。対応するといって対応方法がなければ、結局何もしないということになってしまうということです。これを評価書に記載する必要があります。

次に、景観ですが、予測結果のNO.1、NO.2地点において誤っていたという指摘に対して、訂正しますということです。しかし、なぜこの1、2は誤っていたのか、私たちはこれは明確でありましたのでわかりましたけれども、他のところはじゃあ誤っていないのかどうか。なぜここだけ誤ったのか、ここだけ誤るといふのは非常に納得ができない話ですので、その原因も明らかにして、他のところについても再チェックをしていただく必要があるというふうに思います。それから、評価は、景観の変化の程度に対する環境保全措置や環境保全上の配慮事項を明らかにするとされている。これは環境影響評価技術指針でそのように書いてございます。したがって、評価基準がないから予測しただけというのでは問題があり、名古屋市としても最大仰角図、形態率図等の目標を定めていく必要がありますが、それが無い段階でも技術指針に書かれている最大仰角図や形態率図等を用いた評価を事業者が行うべきであるというふうに考えます。

続きまして、廃棄物ですが、予測条件として原単位に誤りがあり評価書において訂正しますとのことであるが、なぜこのような誤りが起きたのでしょうか。予測がずさん過ぎるのではないのでしょうか。原単位どころか占有面積も過少評価であり、結果として建設廃材は1,500tが2,000tに増加しています。延べ面積は58,000㎡だけではなく、劇場、店舗、共同住宅、共用施設別の面積を評価書には追記すべきであるというふうに思います。これに伴う温室ガスの排出量は予測してありますが、工事関係車両の増加による大気、騒音、振動の予測評価が必要です。

続きまして、温室効果ガスと大気汚染物質について、単位面積当たりの排出量だけではありませんが、総量が増えるということについてしっかりと記載すべきである。単位面積当たりが減ればいいというものではない。総量が増えるということは明確にすべきであります。

続きまして、風害の評価に対して、南の風向の際、新建築物の風下において現況よりも風が弱くなる場所がありますということは、それは予測結果から明らかであります。風環境のランクの変化だけではなく、風速の変化についてのその概要を具体的に評価、反映すべきであります。また、新建築物の存在による著しい風の変化はなくという風害の評価は、第3次環境基本計画の内容、「土・水・緑・風が復活して人も生きものもあらゆる生命が輝くまち」、「涼しい海風をまちに引きこむ」を追加すべきであるというふうに考えます。

最後に、計画配慮段階での手続きについて。確かにこの事業は該当しておりませんが、この点はJRのものについては、それを先取りして環境配慮書の手続きを行っております。この点についてもきちんと対応するのが、本来のあるべき姿ではなかったかというふうに考えております。

時間がまいりましたので以上で終わらせていただきます。以上です。

議長（伊藤部長）

ありがとうございました。陳述人の方からご意見をいただきました。

事業者の方は、ただいま陳述されました意見に対しまして見解を述べることができますがいかがでございましょうか。

事業者（積水ハウス株式会社 名古屋マンション事業部企画営業室 吉居室長）

ただいまの意見に対しまして見解を述べさせていただきたいと思えます。

議長（伊藤部長）

ただいま事業者の方から見解を述べたい旨の申出がございましたので、見解をまとめていただくということから、ここで休憩を取らせていただきます。

私どもから右手の時計で1時55分に再開をさせていただきたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。

（休 憩 午後 1時45分）

（再 開 午後 1時55分）

議長（伊藤部長）

皆様お待たせいたしました。それでは、ただいまから再開させていただきます。

これより事業者の方に見解を述べていただきますが、冒頭でもお願ひしましたとおり20分以内にまとめて見解を述べてさせていただきたいと思えます。

事業者の方は見解の陳述をお願ひいたします。

事業者（積水ハウス株式会社 名古屋マンション事業部技術室 瀬戸課長）

積水ハウス株式会社瀬戸と申します。本日はお忙しいところ「(仮称)栄一丁目御園座共同ビル計画」につきまして、貴重なるご意見をいただきましてまことにありがとうございます。

本事業は、現在の御園座会館を解体し、一部周辺敷地を含め新たな機能を備えた劇場を建設し、また、上階には共同住宅を併設することで都心居住のニーズに応え、かつての伏見地区の再生に寄与するというを目的にしております。環境面につきましても、事業の計画当初から配慮して計画を進めてまいりました。

それでは、ただいま頂戴しましたご意見に対しまして事業者としての見解を述べさせていただきます。

まず、見解書の作成につきましてですが、本事業では、皆様からいただきましたご見解について引き続き事業計画の検討材料としてまいりたいというふうに考えております。

次に、土壌の対応についてということで、土壌につきましては、土壌汚染対策法及び名古屋市環境保全条例に従い適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

次に、建設機械の稼働による大気汚染の環境保全措置についてというご指摘ですが、本事業では、建設機械が稼働する時間を合理的な範囲で短くするよう施工計画を立案するとともに、周辺の近接した箇所への保全措置として、民家側の敷地境界近くで建設機械を稼働させる場合や杭工事を行う場合などには、高さ3mの仮囲いの上に高さ1mのシートを設置してまいりたいというふうに考えております。更に窒素酸化物や浮遊粒子状物質を多く排出すると想定してい

まず泥水プラントについては、商用電源用の採用について検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、工事関係車両の走行ルートについてですが、工事関係車両の出入りは伏見通を基本としております。ただし、資材の搬出入などが困難な場合にはコミュニティ道路を使用する計画でございます。その際には、短時間での車両の集中や混雑する時刻を回避するなど適切な配車計画を立てることでコミュニティ道路における過度な騒音や振動の増加を減らすよう配慮するとともに、事業予定地近隣に通学路が指定されている小中学校の登校時間帯においては、工事関係車両をできる限り走行させないなどの措置を講じてまいります。なお、工事着手前の工事計画が具体的になった場合には、近隣説明会を開催する予定でございます。

続きまして、パイルドライバーにつきまして。今後、施工計画で具体的な機器の選定を実施いたしますが、本事業で使用するパイルドライバーについては低騒音型のものを採用する方向で検討してまいります。

続きまして、コンクリートミキサー車などの環境保全措置と工事中の事後調査につきまして。事業予定地内においてコンクリートミキサー車やコンクリートポンプ車が稼働する場合には、できる限り敷地との関係を考慮した施工計画にするとともに、特に民家側の敷地境界に近付いて稼働する場合には、高さ3mの仮囲いの上に高さ1mのシートを設置してまいりたいというふうに考えております。この旨は評価書において環境保全措置に記載をさせていただきます。また、工事中においては、建設機械の稼働による騒音の予測を行った工種ごとについて影響が最も大きくなる時期に調査を行うとともに、周辺の住民の方々からの問い合わせに対する連絡窓口を設け適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、特定建設作業に係る騒音や振動の基準につきまして。本事業は騒音規制法や振動規制法、名古屋市環境保全条例に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音や振動の規制に関する基準を遵守してまいります。この旨は評価書において環境保全措置として記載をさせていただきます。

続きまして、工事関係車両の走行による振動の評価につきまして。工事関係車両の走行に対しては要請限度で評価しておりますが、評価書には参考として、一般に人体が振動を感じはじめる閾値と比較すると、工事関係車両の走行による振動レベルは全ての地点において下回っている点を評価に記載をいたします。

続きまして、周辺地盤への影響があった場合の対応につきまして。本事業においては、工事着手前に事業予定地に近接する周辺家屋への事前調査を行う計画です。そして工事中におきましては、毎月1回水準測量を行うことにより周辺地盤への影響の確認を行い、予測値を超える地盤変位が確認された場合には、必要に応じて事業予定地に近接する周辺家屋を調査し、本事業による影響があった場合には適切な対応を取ってまいりたいと考えております。

続きまして、フォトモンタージュにつきまして。NO.1及びNO.2のフォトモンタージュを訂正する際、併せて他の地点についても確認をさせていただいております。その結果、他の地点については誤りはございませんでした。

続きまして、景観の評価につきまして。新建築物の存在により、形態率は2から5ポイント増加しますが、新建築物周辺に植栽を配置することにより圧迫感の低減に努めてまいりたいというふうに考えております。また、今後の名古屋市における目標設定の動向を見据え、指導に従ってまいりたいというふうに考えております。

続きまして、建設廃材の訂正と各用途の面積につきまして。各用途の占有面積は、劇場が約9,200㎡、店舗が約1,200㎡、共同住宅が約26,000㎡、共同施設として約21,600㎡を計画しております。評価書にはこの数値を記載をいたします。なお、原単位や占有面積の訂正により、建設廃材の発生量が増加しておりますが、工事関係車両の台数につきましては、この増加分も含んで計画をしておりますので訂正はございません。

続きまして、二酸化炭素や大気汚染物質排出量の増加につきまして。総排出量で比較した場合、供用時は現況よりも二酸化炭素や大気汚染物質の排出量が増加しますが、本事業においては、高効率給湯器、高効率エアコン、LEDなど省エネルギーシステム等の利用促進に努めます。エネルギー消費の削減を図るなどの環境保全措置を講ずることによりこれら排出量の低減に努めてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、南風に関する事及び第3次名古屋市環境基本計画に関することですが、南風に関する事につきましてですが、予測の結果、南の風向の際、新建築物の風下におきまして現況よりも風が弱くなる箇所がある旨は評価書において記載をいたします。次に、第3次名古屋市環境基本計画に関する事についてですが、この計画は全市における施策であり、1事業のみではなかなか難しいところではありますが、本事業では新建築物を極力セットバックさせるとともに高層部の壁面を低層部よりも後退させることにより、できる限り風を遮らない計画としております。

最後になりましたが、環境影響評価手続きにつきまして。改正される名古屋市環境影響評価条例の公布前には、本事業計画は概ね決まっておりましたので、この計画を基に方法書を作成し名古屋市に提出をさせていただきました。今後もこの条例に則り適切に手続きを進めてまいりたいというふうに考えております。

本日は貴重なご意見をいただきましたので、今後の計画を進めるうえでの参考とさせていただきますと存じます。本事業にご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

議長（伊藤部長）

ありがとうございました。運営方法のご説明の際にも申し上げましたように、陳述人の方でただいまの事業者の見解に対しましてご意見がございましたら、補足意見を述べていただくことができます。意見を述べられますかどうか挙手をお願いいたします。

陳述人（中川武夫様）（挙手）

議長（伊藤部長）

ありがとうございます。それでは補足意見の陳述の申出がございましたので、ここで陳述人の方に意見をまとめていただくためにも、休憩を。

陳述人（中川武夫様）

すぐでいいです。

議長（伊藤部長）

はい。それでは休憩はよろしいということでございますので、続けさせていただきます。

では、先ほど補足意見の陳述につきまして申出がございましたので、今から補足意見の陳述を行っていただきます。5分以内でお願いいたします。

それでは中川武夫様お願いいたします。

陳述人（中川武夫様）

補足の陳述をさせていただきます。

ただいま事業者の方から私の意見に対する見解が述べられました。前向きな部分が幾つかあり、大いに期待をしたいというふうに思います。しっかりと評価書に記載をしていただきたいというふうに思います。

そのうえで若干ですが、一つは原則として工事関係車両の出入りは19号線にするとということでございますが、困難な場合という定義が十分ではなかった。私たちの立場からすれば、これは近隣周辺住民の方も同じだと思うのですけれども、原則19号からするとということを確認にさせていただいて、そうでない場合について、それは事前に町内会等々と協議をして部分的に行うという程度にさせていただいて、原則的には19号から行うのであって西側の1車線のようなコミュニティ道路、こういうものは原則として使わないということをご希望にさせていただきたいというふうに思います。

それから、もう1点ですが、工事車両の振動の評価の要請限度と環境基準とは異なるという理解を多分されたうえで、あのような回答をされたのだと思いますけれども、ぜひその要請限度というのと環境基準というのは基本的に違うものだとことをきちんとご理解をさせていただきたいというふうに思います。

それから、最後ですが、温室効果ガスと大気汚染物質について、単位面積当たりの排出量は減ると、しかも全体としては増えるかも知れないけれども色々低減に努める。低減に努められるということは非常に結構なことだというふうに思いますけれども、総量としてはどの程度、色々低減をしてもこの程度は増えるかもしれない、増えそうだということは、明確に、やっぱり評価書の中には記載していただく必要があるのではないかと。いつも色々な事業を行うときに、この御園座さんだけでなく他のところも、原単位だけ書いて総量が増えることをどっちかというふうに隠すんですね。これはやっぱり良くない。非常に誤解を与える。そういう意味でぜ

ひこういう努力はすると、しかし総量としてはこれぐらいのことが今のところ想定されるんだということをきちんと書く。そのことに対して、だからいけないんだとか良いだとかいう問題ではないと思いますし、そのことはしっかりと記載していただく必要があるということだけ、最後に追加して申し上げたいと思います。以上です。

議長（伊藤部長）

どうもありがとうございました。

補足意見の陳述も終わりましたので、本日の公聴会の議事は全て終了いたしました。これももちまして公聴会を終了させていただきます。

最後に事務局から公聴会の記録等につきましてお知らせいたします。

事務局（近藤主幹）

本日の公聴会の記録につきましては、事務局において速やかに作成をし、市役所等で閲覧できるようにするとともに名古屋市公式ウェブサイトにも掲載する予定です。

また、本日の記録を環境影響評価審査会に提出し本日の対象事業に係る準備書の審査に役立てていきたいと存じます。本日はありがとうございました。

（閉 会 午後 2 時 15 分）



公聴会の様子